

中国最新法令 < 速報 >

※月 2 回発行

2020 年 9 月 18 日号 (No.336)

I. 全人代レベル

II. 国務院レベル

III. 中央行政部門レベル

1. 『中国輸出禁止・輸出制限技術目録』の調整、公布に関する公告

IV. 司法解釈

1. 「『民間貸借事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定』の改正に関する決定」

V. 地方レベル

VI. その他（意見募集稿等）

森・濱田松本法律事務所

中国プラクティスグループ

<https://www.mhmjapan.com/>

弁護士 射手矢 好雄

☎ 03-5223-7713

弁護士 石本 茂彦

☎ 03-5223-7736

弁護士 江口 拓哉

☎ 06-6377-9402

弁護士 小野寺 良文

☎ 03-5223-7769

弁護士 康 石

☎ 03-5223-7796

弁護士 森 規光

☎ 03-6266-8748

I. 全人代レベル

該当なし

II. 国務院レベル

該当なし

III. 中央行政部門レベル

1. 「『中国輸出禁止・輸出制限技術目録』の調整、公布に関する公告」

（原文「关于调整发布『中国禁止出口限制出口技术目录』的公告」）

商務部、科学技術部公告第 38 号

商務部、科学技術部 2020 年 8 月 28 日公布、同日施行

2020 年 8 月 28 日、商務部及び科学技術部は、「『中国輸出禁止・輸出制限技術目録』の調整に関する公告」（以下「本公告」という。）を公布した。

本公告は「技術輸出入管理条例」29 条に基づいて規定されている「中国輸出禁止・輸出制限技術目録」（以下「輸出禁止制限目録」という。）について、2008 年以来 2 回目の修正を行うものである。今回の修正の背景については、前回の修正から 10 年以上が経過し、科学技術の発展等に合わせて目録の修正を行うことが必要となったためと説明されている¹。

本目録は、2020 年 8 月 28 日に公布と同時に施行された。

輸出禁止制限目録の概要及び本公告の主な内容は以下のとおり。

¹ 商務部サービス貿易司責任者による記者会見

（<http://www.mofcom.gov.cn/article/news/202008/20200802996696.shtml>）をご参照ください。

中国最新法令 < 速報 >

(1) 輸出禁止制限目録

輸出禁止制限目録は、技術輸出入管理条例 29 条²に基づき、対外貿易法 16 条に定める状況³に該当するものとして中国からの輸出が禁止又は制限される技術を定めるものである。輸出禁止技術及び輸出制限技術は技術の名称及び規制要点（当該技術の中で規制を要する技術内容、特徴及び範囲）によって定められている。

ここでいう技術の輸出とは、中国国内から中国国外に向けて、貿易、投資又は経済技術協力の方法により、技術を移転することをいい、特許権・特許出願権の譲渡、特許の実施承諾、技術ノウハウの譲渡、技術サービス及びその他の方式による技術移転が含まれる（技術輸出入管理条例 2 条）。

輸出禁止制限目録において輸出禁止技術とされている技術については中国国内から中国国外に輸出してはならない（技術輸出入管理条例 30 条）。

輸出禁止制限目録において輸出制限技術とされている技術については、技術輸出についての実質的な交渉や契約の締結を行う前に省レベルの商務主管部門⁴から技術輸出許可意向書を取得し（技術輸出入管理条例 34 条）、契約の締結後、省レベルの商務主管部門に契約を提出して技術輸出許可証を取得すれば（技術輸出入管理条例 35 条）輸出することができる（技術輸出入管理条例 31 条）⁵。もっとも、輸出が許可されるかは、国の安全を脅かすか否か、国の科学技術の発展政策に合致し、科学技術の進歩に有益なものであるか否か、国の産業技術政策に合致し、大型設備、プラント設備の建設、ハイテク製品の生産又は経済技術協力を推進するものであるか否かといった観点を踏まえて当局により判断される（輸出禁止・輸出制限技術管理規則 9 条）。

² 技術輸出入管理条例 29 条

「対外貿易法 16 条に定める状況のいずれかに該当する技術は、輸出を禁止又は制限する。国务院外経貿主管部門は、国务院関連部門とともに、輸出を禁止又は制限する技術の目録を制定、調整し、かつ公布する。」

³ 対外貿易法 16 条

「次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する貨物及び技術について、国は、輸入又は輸出を制限又は禁止することができる。

(1) 国の安全、社会公共の利益又は公共道徳を守るため、輸入又は輸出を制限又は禁止する必要があるもの

(2) 人の健康又は安全の保護、動植物の生命又は健康の保護、環境の保護のため、輸入又は輸出を制限又は禁止する必要があるもの

(3) 金又は銀の輸出入関連措置実施のため、輸入又は輸出を制限又は禁止する必要があるもの

(4) 国内の供給が不足しており、又は枯渇する可能性のある自然資源を有効に保護するため、輸出を制限又は禁止する必要があるもの

(5) 輸出先の国又は地域の市場容量に限りがあり、輸出を制限する必要があるもの

(6) 輸出経営の秩序に著しい混乱が生じたため、輸出を制限する必要があるもの

(7) 国内の特定産業を確立するため又は確立を速めるため、輸入を制限する必要があるもの

(8) あらゆる形式の農業、牧畜業、漁業の産品で、輸入を制限する必要があるもの

(9) 国の国際金融上の地位及び国際収支バランスを保つため、輸入を制限する必要があるもの

(10) 法律、行政法規の規定に基づき、その他輸入又は輸出を制限又は禁止する必要があるもの

(11) わが国が締結又は加盟する国際条約及び協定の規定に基づき、その他輸入又は輸出を制限又は禁止する必要があるもの」

⁴ 行政審査認可プロジェクトの取消及び調整に関する第 4 回国务院決定（国発〔2007〕33 号）において、輸出入制限技術許可の管理実施機関を従来の国务院対外経済貿易主管部門から省レベルの商務行政主管部門に移譲した。

⁵ 輸出禁止制限目録の対象となっていない技術については、契約の登録を行うことで輸出をすることができる（技術輸出入管理条例 37 条）。

中国最新法令 < 速報 >

輸出禁止技術に該当する技術を輸出した場合、輸出制限技術に該当する技術を許可を受けずに輸出した場合又は許可された範囲を超えて輸出した場合、行政処罰として、警告、違法所得の没収又は過料に処される可能性があり、かつ対外貿易経営許可が一時停止され、又は取り消される可能性がある。また、当該輸出が犯罪を構成する場合は、刑事罰の可能性もある（技術輸出入管理条例 44 条⁶、45 条⁷）。

(2) 本公告の主な修正内容

本公告により、輸出禁止技術については 4 項目が削除され、5 項目において規制要点の修正が行われた。新たに輸出禁止技術とされた項目は無い。また、輸出制限技術については 5 項目の削除、23 項目の追加が行われ、16 項目において規制要点の修正が行われた。

① 輸出禁止技術

これまで輸出禁止技術とされていた技術のうち、微生物肥料技術、化学合成及び半合成カフェイン生産技術、リボフラビン（VB2）生産技術、化学合成及び半合成薬物生産技術の 4 項目は削除された（1 条、3 条～5 条）。

また、輸出禁止技術のうち、養蚕品種、繁殖育成及び繭の採集加工利用技術、宇宙航空機器測量制御技術、地図製図技術、空間データ伝達技術、衛星応用技術の 5 項目においては規制要点が修正された（2 条、6 条～9 条）。

② 輸出制限技術について

これまで輸出制限技術とされていた技術のうち、ニューカッスル病ワクチン技術、天然薬物生産技術、機能性高分子材料分取と加工技術、化学合成及び半合成薬物生産技術、情報安全ファイアウォールソフト技術の 5 項目は削除された（17 条、21 条～23 条、50 条）。

他方、これまでは輸出制限技術とされていなかった、農業野生植物人工繁殖育成技術、遺伝子工学（遺伝子及びベクター）、ヤギ繁殖育成技術、ヤギ品種の養殖技術、3D 印刷技術、工程機械の運用技術、工作機械基礎技術、大型高速風洞設計建設技術、大型振動プラットフォーム設計建設技術、石油設備中核部品設計製造技術、大型石油化学設備基礎工程技術、重機業界戦略性新製品の設計技術、海上島嶼・岩礁利用

⁶ 技術輸出入管理条例 44 条

「輸出入禁止に該当する技術を輸入もしくは輸出した場合、又は輸出入制限に該当する技術を許可を受けずに無断で輸入もしくは輸出した場合、刑法の密輸罪、違法経営罪、国家秘密漏洩罪その他の罪に関する規定に従い、法に基づき刑事責任を追及する。刑事罰に及ばないときは、状況の差違に応じて、税関法の関連規定に従い処罰し、又は国务院外経貿主管部門が警告を与え、違法所得を没収し、違法所得の 1 倍以上 5 倍以下の過料に処するものとし、国务院外経貿主管部門は、併せてその対外貿易経営許可を取り消すことができる。」

⁷ 技術輸出入管理条例 45 条

「制限輸出入に該当する技術を許可された範囲を無断で超えて輸入又は輸出した場合、刑法の違法経営罪その他の罪に関する規定に従い、法に基づき刑事責任を追及する。刑事罰に及ばないときは、状況の差違に応じて、税関法の関連規定に従い処罰し、又は国务院外経貿主管部門が警告を与え、違法所得を没収し、違法所得の 1 倍以上 3 倍以下の過料に処するものとし、国务院外経貿主管部門は、併せてその対外貿易経営許可を一時停止又は取り消すことができる。」

中国最新法令 < 速報 >

と安全保障設備技術、航空、航天軸受技術、無人航空機技術、レーザー技術、大型電力設備設計技術、暗号安全技術、高性能検査技術、情報防衛技術、情報対抗技術、基礎ソフトウェア安全増強技術、航天リモートセンシング画像獲得技術の23項目が新たに輸出制限技術に追加された（11～14条、26～28条、31～37条、39条、40条、42条、46～49条、51条、53条）。

また、これまで輸出制限技術とされていた技術のうち、農作物遺伝資源及びその繁殖育成技術（元の名称は農作物繁殖育成技術）、水産遺伝資源繁殖育成技術、動物用医薬品の生産技術、化学原料生産技術、生物農薬生産技術、バイオ医薬品製造技術、組織工学医療機器製品の製造と加工技術、人工水晶体の成長と加工技術、刑事技術、医療用診断機器及び設備の製造技術、空間機器及び設備の製造技術、地図制図技術、空間データ伝達技術、衛星応用技術、情報処理技術、真空技術の16項目において規制要点の修正が行われた（10条、15条、16条、18条、19条、20条、24条、25条、29条、30条、38条、41条、43条～45条、52条）。

修正のうち重要なものとしては、例えば、情報処理技術について、音声ナビゲーションなどに使われる音声合成技術、AIロボットやAIソフトウェアに使われるAIインタラクティブインターフェイス技術、言語テストや言語勉強ソフトウェアなどに使われる音声測定・評価技術、知能採点技術、ニュースや音楽、ビデオなどのアプリケーションに使われるデータ分析に基づくパーソナライズド情報プッシュ通知サービス技術⁸の5つの規制要点が新たに追加され、新たに輸出制限技術とされた点などが挙げられる。

（全53条）

IV. 司法解釈

1. 『民間貸借事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定』の改正に関する決定

（原文「关于修改《关于审理民间借贷案件适用法律若干问题的规定》的决定」）

法释[2020]6号

最高人民法院、2020年8月19日公布、2020年8月20日施行

最高人民法院は、2020年8月19日、「『民間貸借事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定』の改正に関する決定」（以下「本決定」という。）を公布し、本決定は2020年8月20日より施行された。本決定は、2015年9月1日に施行された

⁸ 商務部の2020年9月3日付けの定例記者会見において、目録の調整は具体的な企業を対象にしたものではないと説明されているものの、データ分析に基づくパーソナライズド情報プッシュ通知サービス技術はTikTokの米国等における事業で使われている可能性があり、同社の売却交渉にも影響を与える可能性があるとの報道がされている。例えば、新華網の報道（http://m.xinhuanet.com/2020-08/29/c_1126428865.htm）等。

中国最新法令 < 速報 >

「民間貸借事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定」⁹（以下「2015 年規定」という）を改正するものである。

2015 年規定は、民間貸借（金融機関以外による金銭貸借）の主体、民間貸借契約の効力及び民間貸借事件の受理や管轄等の民間貸借に関する問題につき詳細な規定を設けていた。特に企業間貸借の有効性、民間貸借の利率制限等に関する規定は、実務上重要な意義を有するものであった。本決定は、民間貸借に関する昨今の社会情勢及び司法実務の状況を踏まえ、2015 年規定を改正するものであり、その主な内容は以下のとおりである。

（1）民間貸借契約の無効事由についての改正

2015 年規定においては、民間貸借契約が無効と認定される 5 つの事由が規定されていた（2015 年規定 14 条）。本決定では、「違法金融機構及び違法金融業務活動取締規則（2011 年改正）」の規定¹⁰を踏まえ、「法に従い貸付資格を取得していない貸主が、営利を目的として不特定の者に貸付金を提供した場合」が民間貸借契約の無効事由として追加されている（本決定 10 条 3 号による改正後の規定 14 条 3 項）。

また、本決定は、民間貸借の転貸が無効と認定される基準を強化している。注目すべき点は、本決定が、①金融機関の貸付資金を不正に取得して借主に転貸した場合を契約無効事由と規定していた 2015 年規定 14 条 1 項から、「高利で」、「借主が事前にこれを知り、又は知りうべき」という表現を削除したこと（本決定 10 条 1 号による改正後の規定 14 条 1 号）、及び②他の企業から貸借し、又は当該単位の従業員から集めて得た資金を借主に転貸した場合を契約無効事由として規定していた 2015 年規定 14 条 2 項から、「利益を取得し」、「借主が事前にこれを知り、又は知りうべき」という表現を削除したこと（本決定 10 条 2 号による改正後の規定 14 条 2 号）である。これにより、当事者が締結した民間貸借契約が無効と認定されるリスクが高まる可能性があると考えられる。

2015 年規定と本決定における民間貸借契約の無効事由は下表のとおりである（下線は変更箇所）。

2015 年規定	本決定
（1）金融機関の <u>信用</u> 貸付資金を不正に取得して高利で借主に転貸し、かつ借主が事前にこれを知り、又は知りうべき場合	（1）金融機関の貸付金を不正に取得して転貸した場合
（2）その他の <u>企業</u> から貸借し、又は当該単位の従業員から集めて得た資金を借主に転貸して利益を取得し、かつ借主が事前にこれを知り、又は知りうべき場合	（2）その他の <u>営利法人</u> から貸借し、当該単位の従業員から資金を集め、又は公衆から不法に預金を吸収する等の方式により取得した資金を転貸した場合
（3）借主が借入金を違法な犯罪活動に用いることを貸主が事前に知り、又は知りうべき場合	（3）（新設）法に従い貸付資格を取得していない貸主が、営利を目的として不特定の者に貸付金を提供した場合

⁹ 具体的には、本ニュースレターNo.207（2015 年 8 月 28 日発行）をご参照ください。

¹⁰ 「違法金融機構及び違法金融業務活動取締規則（2011 年改正）」4 条は、中国人民銀行の認可を得ず違法な貸付を行うことは、違法金融業務活動に該当し、法に従ってこれを取り締まらなければならないと規定している。

中国最新法令 < 速報 >

きでありながらなお貸付金を提供した場合	(4) (略) (2015 年規定 (3) に同じ。)
(4) 社会の公序良俗に違背する場合	(5) 法律、行政法規の強行規定に違反する場合
(5) その他法律、行政法規の効力的強行規定に違反する場合	(6) (略) (2015 年規定 (4) に同じ。)

(2) 民間貸借の利率制限についての調整

2015 年規定は、民間貸借の利率制限について、年率 24% 及び年率 36% との 2 つの固定利率を基準に、利率区間を「二線三区」に分け、それぞれの範囲において異なる司法的な保護に関する規定を設けていた¹¹ (2015 年規定 26 条、31 条)。

本決定は、中小零細企業の資金調達コストの引き下げ、民間貸借活動の規制の必要性及び民間貸借の円滑かつ健全な発展等の観点から¹²、「二線三区」による利率制限に代えて、契約締結時点における 1 年物のローンプライムレート (LPR) の 4 倍を民間貸借利率の上限として規定している (本決定 20 条による改正後の規定 26 条)。本決定により、民間貸借利率が大幅に引き下げられると見込まれている¹³。

また、本決定は、借主、貸主双方が合意した遅延利息、違約金及びその他の費用に関する制限も上記の利率の制限に対応して調整している。貸主は、貸主及び借主間で合意された遅延利息、違約金又はその他の費用のいずれかを選択して請求することも、それらを合わせて請求することも妨げられないが、遅延利息、違約金及びその他の費用を合計して、契約締結時点における 1 年物のローンプライムレートの 4 倍を超えることはできないとされている (本決定 22 条及び 23 条による改正後の規定 29 条、30 条)。この規定は、民間貸借の総合的な資金調達コストを、1 年物のローンプライムレートの 4 倍以内に抑制することを目的とするものである。

(全 26 条)

V. 地方レベル

該当なし

VI. その他 (意見募集稿等)

該当なし

¹¹ 2015 年規定においては、①約定利率が年率 24% を超えない場合、貸主は借主に対して約定利率に従い利息を支払うよう請求することができ、②約定利率が年率 24% を超え、36% を超えない場合には、年率 24% 超～36% までの超過分は自然債務に該当し、貸主は、裁判により支払を主張することはできないが、借主がすでに支払った部分の利息については返還義務はなく、③約定利率が年率 36% を超える場合、超過分の利息の約定は無効である、と規定されていた。

¹² 本決定に関する記者会見：

<https://www.chinacourt.org/chat/fulltext/listId/52553/template/courtfbhcommon/subjectId/courtfbh20200820.shtml>

¹³ 例えば、2020 年 7 月 20 日に公布された 1 年物のローンプライムレートの 3.85% を基準とすれば、本決定における民間貸借利率の上限は、15.4% (3.85% × 4) である。

中国最新法令 < 速報 >

文献情報

- 論文 「中国最新法律事情（244）香港国家安全維持保護法」
掲載誌 国際商事法務 Vol.48 No.9
著者 石本 茂彦

NEWS

- **新型コロナウイルス対応 参考リンク集（随時更新）**
新型コロナウイルスの感染拡大を受け、当事務所では新型コロナウイルス対応に関するニュースレターや寄稿、官公庁等の最新公開情報のリンクを当事務所 HP にまとめております。詳細は[こちら](#)、英語版は[こちら](#)をご参照ください。

中国プラクティスグループ

射手矢好雄、石本茂彦、江口拓哉、小野寺良文、康石、森規光、原潔、山口健次郎、鈴木幹太、宇賀神崇、青山慎一、富永裕貴、水本真矢、福島翔平、岩佐勇希、真下敬太、木内遼、塩崎耕平、紫垣遼介、本嶋孔太郎
李珉、姚珊、吉佳宜、崔俊、張超、解高潔、胡勤芳、高玉婷、柴巍、戴樂天、吳馳、孟立惠、張雪駿、沈暘、李昕陽

TOKYO

〒100-8222 東京都千代田区丸の内 2-6-1
丸の内パークビルディング
TEL : 03-5223-7713
FAX : 03-5223-7613
✉ tokyo-sec@mhm-global.com

SHANGHAI

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号
恒生銀行大廈 6 階 200120
TEL : +86-21-6841-2500
FAX : +86-21-6841-2811
✉ shanghai@mhm-global.com

BEIJING

北京市朝陽区東三環北路 5 号
北京發展大廈 316 号室 100004
TEL : +86-10-6590-9292
FAX : +86-10-6590-9290
✉ beijing@mhm-global.com

（当事務所に関するお問い合わせ）
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com